

平成 30 年度医療的ケア児等の主な支援施策について（県施策分）

1 体制整備等

支援施策	概要等	所管課
⑨医療的ケア児等支援連携推進会議の設置	・県及び各圏域に推進会議を設置 ・連携体制の構築 等	障がい者支援課
⑨医療的ケア児等支援コーディネーターの設置	・各圏域で医療的ケア児等の個別支援を行う者を配置	
⑨医療的ケア児等支援スーパーバイザーの設置	・有識者 2 名配置 ・県及び各圏域推進会議の支援 等	
訪問看護体制の強化	・訪問看護師のキャリアラダー検討 ・訪問看護事業所への支援 等	医療推進課
小児在宅医療の連携	・在宅医療の提供体制の整備 （こども病院：ネットワーク整備等） （新生病院：医療機関の連携構築）	保健・疾病対策課

2 個別支援等

支援施策	概要等	所管課
障害福祉サービスの提供等（自立支援給付他）	・障がい児の心身の状態にあわせたサービスの提供及び支援	障がい者支援課
小児慢性特定疾病児等自立支援員の設置	・対象児童に対する個別支援 ・関係者への情報提供 等	保健・疾病対策課
⑨医療的ケア児保育支援（モデル事業）	・保育所等への看護師の配置を支援（30 年度：松本市 10 園分）	こども・家庭課

3 人材育成等

支援施策	概要等	所管課
⑨医療的ケア児等支援者・コーディネーターの養成	・事業所等の従事者及び圏域で個別支援を行うコーディネーターの養成	障がい者支援課
訪問看護師の専門研修	・看護職の資質向上や人材を育成	医療推進課
特定行為研修の受講支援	・看護師の特定行為研修の受講を支援	
プラチナナースのセカンドキャリア支援	・セカンドキャリア研修の開催 ・就労への支援 等	

4 特別支援学校での支援の取組

教育委員会特別支援教育課

取 組	概 要
看護師の配置	児童に応じた看護師の配置（17校32人）
医療的ケア研修	教員等を対象に研修を開催
医療的ケア運営協議会	関係者による実施体制等に関する協議・検討を実施
指導医等派遣研修	実施校へ医師又は看護師を派遣して研修を開催
コーディネーター連絡会	各校コーディネーターにより情報・意見交換会を開催
看護師研修	看護師に対して学校現場でのケアを学ぶ機会を提供
摂食コーディネーター連絡会	摂食に係る専門性の向上を図るための研修等を通じて食事介助を推進

参考資料（厚生労働省資料 抜粋版）

平成29年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議

- 医療的ケア児について
- 地域における医療的ケア児の支援体制の整備
- 障害福祉サービス等の体系

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定

- 主な改正内容「医療的ケア児への対応等」
- 医療的ケア児者に対する支援の充実



平成29年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議

医療的ケアが必要な障害児への 支援の充実に向けて

平成29年10月16日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室

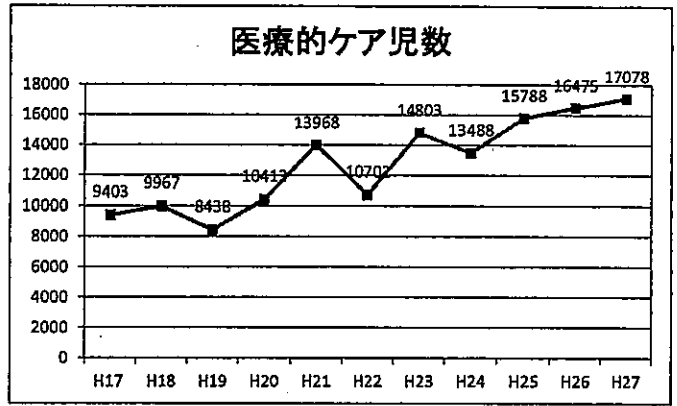
医療的ケア児について

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。
- 全国の医療的ケア児は約1.7万人（推計）（平成28年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」の中間報告）



- 歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児※1までいる。
- 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要
例) 気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等

※1:重症心身障害児とは重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どものこと。全国で約43,000人(者も含まれている)。(岡田,2012推計値)



(平成28年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」の中間報告)

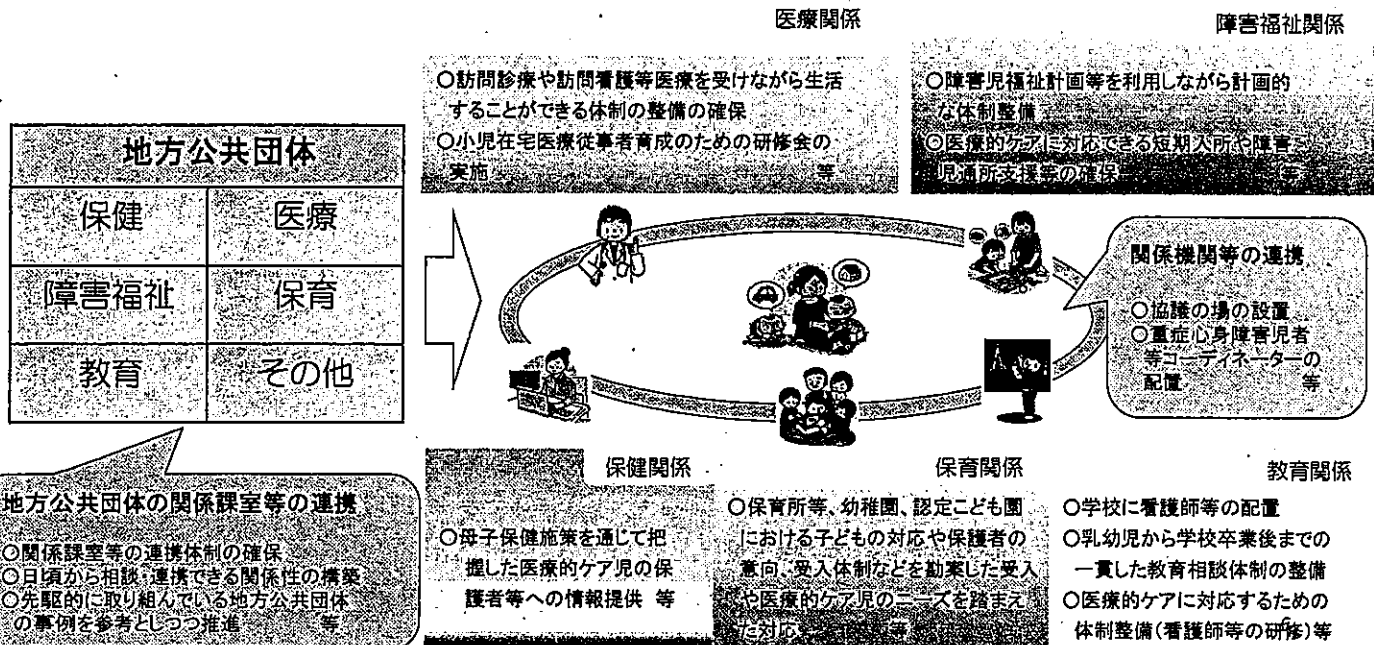
児童福祉法の改正 (平成28年5月25日成立・同年6月3日公布)

第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

地域における医療的ケア児の支援体制の整備

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加。
- 平成28年5月25日成立・同年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定(児童福祉法第56条の6第2項)(本規定は公布日施行)
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」(平成28年6月3日関係府省部局長連名通知)を地方公共団体等に発出し、連携体制の構築を推進。



障害福祉サービス等の体系1

サービス名		利用者数	施設・事業所数
居宅介護(ホームヘルプ)	居宅介護(ホームヘルプ) ①②	169,881	19,757
	重度訪問介護 ①	10,915	7,302
	同行援護 ①②	24,957	6,249
	行動援護 ①②	9,907	1,583
	重度障害者等生活支援 ①②	31	10
短期入所(ショートステイ)	短期入所(ショートステイ) ①②	50,837	4,450
	療養介護 ①	20,010	246
	生活介護 ①	271,949	9,821
施設入所支援 ①	180,847	2,608	
共同生活援助(グループホーム) ①	108,802	7,342	
自立訓練(機能訓練)	自立訓練(機能訓練) ①	2,160	166
	自立訓練(生活訓練) ①	12,233	1,180
	就労移行支援 ①	32,233	3,275
	就労継続支援(A型=雇用型) ①	63,023	3,596
	就労継続支援(B型) ①	229,931	10,724

サービス内容: 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であつて常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。視覚障害により移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う。自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。介護の必要性が最も高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う。自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う。自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う。一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。

注1. 表中の「①」は「障害者」、「②」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
注2. 利用者数及び施設・事業所数は平成29年3月サービス提供分の国保連データ。

障害福祉サービス等の体系2

サービス名		利用者数	施設・事業所数
児童発達支援	児童発達支援 ①	94,217	4,010
	医療型児童発達支援 ①	2,588	98
	放課後児童デイサービス ①	49,012	10,159
	障害児学童訪問支援 ①	3,023	470
行動援助(短期入所施設)	行動援助(短期入所施設) ①	1,675	104
	医療型障害児入所施設 ①	2,101	139
計画相談支援	計画相談支援 ①②	147,320	7,470
	障害児相談支援 ①	4,849	9,975
	地域移行支援 ①	552	323
	地域定住支援 ①	2,733	492

サービス内容: 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。重度の障害又は特定目録障害等支援サービスの利用が困難な生活機能向上のための必要な知識技能の付与などの支援を行う。保育所等訪問型、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための、同様の支援などを行う。施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。施設に入所又は指定居宅型施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。【サービス利用支援】サービスを利用する支援決定前にサービスを利用し難い状態を有する利用者に対して、サービス利用支援員によるサービス利用支援を行う。【サービス利用支援】サービスを利用している障害児(児童)が、事業所等を利用し難い状態を有している場合に、【サービス利用支援】サービスを利用し難い状態を有している障害児(児童)に対して、サービス利用支援員によるサービス利用支援を行う。【障害児支援利用補助】障害児支援利用補助の制度に係る給付決定を伴った給付決定後、事業所等と共同してサービス提供を行う。【地域移行支援利用補助】住居の確保、地域での生活に移行するための活動に関する相談や各種福祉サービス、事業所への同行支援等を行う。常時、連絡体制を確保し障害者の特性に起因して生じた緊急事態における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う。

注1. 表中の「①」は「障害者」、「②」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
注2. 利用者数及び施設・事業所数は平成29年3月サービス提供分の国保連データ。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

平成30年2月5日

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

障害者の重度化・高齢化を踏まえた、 地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型を創設
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「自立生活援助」の報酬を設定
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、看護職員の配置を評価する加算を創設
2. 障害児の通所サービスについて、利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定

精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、グループホームでの受入れに係る加算を創設
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進





就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、 一般就労への移行促進

1. 一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「就労定着支援」の報酬を設定

障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

医療的ケア児者に対する支援の充実

<p>【障害児向けサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童発達支援 ➢ 放課後等デイサービス ➢ 福祉型障害児入所施設 ➢ 居宅訪問型児童発達支援【新サービス】 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 看護職員加配加算の創設 一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価する。 ➢ 医療連携体制加算の拡充（通所支援のみ） 医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。 ➢ 居宅訪問型児童発達支援の創設【新サービス】 医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。 ➢ 送迎加算の拡充 送迎において喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。
<p>【夜間対応・レスパイト等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 短期入所 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 福祉型強化短期入所サービス費の創設 医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。
<p>【障害者向けサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 常勤看護職員等配置加算の拡充 医療的ケア者を受け入れるために看護職員を2名以上配置している場合を評価する。
<p>【支援の総合調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 計画相談支援 ➢ 障害児相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 要医療児者支援体制加算の創設 医療的ケアを必要とする児者等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有している場合を評価する。 ➢ 医療・保育・教育機関等連携加算の創設 医療機関、保育機関等と必要な協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合に、新たな加算として評価する。

